

平成 30 年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日文科科学大臣決定。以下「国要綱」という。）第 3 条第 1 項の規定により、補助事業とされる知事が行う奨学のための給付金事業の実施に伴って支給する奨学のための給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(支給の目的)

第 2 条 奨学給付金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち、法施行令（平成 22 年政令第 112 号）第 4 条第 1 項に規定する高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）の生徒等の法第 3 条第 2 項第 3 号に基づく保護者等（以下「保護者等」という。）に奨学給付金を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第 3 条 奨学給付金の対象となる者は、法第 3 条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部に在籍する受給資格者を除く。）のうち、平成 30 年 7 月 1 日（以下「基準日」という。）現在で私立高等学校等に在籍する高校生等（以下「高校生等」という。）の保護者等であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 兵庫県内に住所を有する者
- (2) 世帯が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が行われている、又は当該保護者等を含め全員の市町民税所得割額及び県民税所得割額が非課税である者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、支給の対象としない。
 - (1) 高校生等が基準日現在で休学している場合
 - (2) 高校生等が平成 26 年 3 月 31 日以前に高等学校等に在籍していた場合
 - (3) 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている者（母子生活支援施設の高校生等を除く。）である場合
 - (4) 平成 30 年度に他の都道府県から国要綱に規定する奨学給付金の支給を受けている場合

(奨学給付金の額)

第 4 条 奨学給付金の額は、別表の第 1 欄の区分に応じた第 2 欄の金額とする。

2 奨学給付金の支給回数は、一人の高校生等につき年 1 回、通算 3 回（定時制、通信制の私立高等学校等に通う高校生等は 4 回）を上限とする。

(学校法人等による代理)

第 5 条 私立高等学校等の設置者（以下「学校法人等」という。）は、保護者等の同意を得ることにより、保護者等に代わって知事に奨学給付金の交付を申請し、また、知事から奨学給付金を受領することができる。

2 学校法人等は、第 1 項の規定により奨学給付金を受領した際は、その全額を保護者等に支払うものとする。

3 学校法人等は、保護者等から授業料以外の学校納付金債権と相殺する旨の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、知事から受領した奨学給付金を授業料以外の学校納付金債権と相殺することができる。

(申請書の提出)

- 第6条 奨学給付金の支給を受けようとする保護者等(保護者等が2名以上いる場合は、高校生等と生計を同じくする保護者等のうちの1名)は、兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、別に定める日までに、知事又は学校法人等に提出しなければならない。
- 2 保護者等に代わって奨学給付金の申請をしようとする学校法人等が、保護者等から第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、兵庫県私立高等学校等奨学給付金交付申請書(様式第2号)を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(支給の決定)

- 第7条 知事は、前条第1項の規定による支給申請書を受領し、奨学給付金の支給を決定したときは、兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給決定通知書(様式第3号)により、保護者等に通知するものとする。
- 2 知事は、前条第2項の規定による交付申請書を受領し、奨学給付金の交付を決定したときは、交付申請者が次に掲げる者(以下「暴力団等」という。)のいずれかに該当するときを除き、兵庫県私立高等学校等奨学給付金交付決定通知書(様式第4号)により、学校法人等に通知するものとする。
- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者
- 3 知事は、第1項の規定による支給の決定及び第2項の規定による交付決定をするに当たり、必要な条件を付することができる。
- 4 学校法人等が第2項の規定による通知を受けたときは、保護者等に対し兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。
- 5 知事は、前条第1項の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、保護者等に対し、兵庫県私立高等学校等奨学給付金不支給決定通知書(様式第6号)によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

- 第8条 前条第1項又は同条第4項の規定による通知を受けた保護者等が、当該通知に係る奨学給付金の支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る奨学給付金の支給の決定はなかったものとみなす。

(申請の変更)

- 第9条 第6条第1項の規定による支給申請書の提出を行った保護者等は、第13条第1項又は第3項による支払が行われるまでの間、申請する支給額に係る変更を除き、その内容に変更が生じた場合は、兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給申請変更届出書(様式第13号)を知事又は学校法人等に届け出なければならない。
- 2 第7条第2項の規定による交付決定の通知を受けた学校法人等は、当該通知に係る交付申請の内容を変更しようとするときは、交付決定額に変更を及ぼさない範囲での変更を除き、次条第1項に規定する申請書等の提出を行わなければならない。

(交付決定額の変更)

- 第10条 学校法人等は、第7条第2項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、兵庫県私立高等学校等奨学給付金変更交付申請書(様式第7号)及び知事が別に定める添付資料を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、第7条第2項及び第3項の規定に準じ決定を行い、その旨を兵庫県私立高等学校等奨学給付金変更交付決定通知書（様式第8号）により当該学校法人に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第11条 学校法人等は、奨学給付金の支給の完了後30日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、兵庫県私立高等学校等奨学給付金実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の実績報告書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

（奨学給付金の額の確定）

第12条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る奨学給付金の支給の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき奨学給付金の額を確定し、その旨を確定通知書（様式第10号）により当該学校法人等に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により確定した奨学給付金の額が、第7条第2項の規定により通知した交付決定額（第10条の規定により変更した場合にあっては、変更した後の額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（支払）

第13条 知事は、第7条第1項の規定により、保護者等に対し支給の決定をしたときは、当該保護者等に対し速やかに奨学給付金を支払うものとする。

2 第7条第2項の規定による交付決定（第10条の規定により変更した場合にあっては、変更した後の交付決定）を受けた学校法人等は、請求書（様式第11号）を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、学校法人等に奨学給付金を交付する。

4 学校法人等が前項の規定による奨学給付金の交付を受けたときは、第5条第3項の規定により交付を受けた奨学給付金を授業料以外の納付金債権と相殺した場合を除き、保護者等に対し速やかにその全額を支払うものとする。

5 保護者等が前項の規定により、振込又は振替以外の方法で学校法人等から奨学給付金の支払を受けたときは、受領書（様式第12号）を学校法人等に提出するものとする。第5条第3項の規定により、授業料以外の納付金債権と相殺した場合も同様とする。

6 第4項の規定による支払に要する振込手数料等の費用については、学校法人等の負担とする。

（帳簿の整備及び書類の保存）

第14条 前条第3項の規定による奨学給付金の交付を受けた学校法人等は、奨学給付金に係る経理を明らかにする帳簿を備え、かつ証拠書類を整備して当該年度終了後5年間保存しなければならない。

2 前条第4項の規定による奨学給付金の支払を受けた保護者等は、当該奨学給付金に係る使途を明確にするための領収書等を当該年度終了後5年間保存しなければならない。

（領収書等の提出）

第15条 知事は、給付金の使途を確認するために必要があると認めるときは、保護者等又は学校法人等に対し、前条に規定する帳簿及び領収書等の提出を求めることができる。

（支給決定の取消し等）

第16条 知事は、第7条第1項若しくは同条第4項の規定による支給の決定を受けた保護者等又は同条

第2項の規定による交付決定（第10条の規定により変更した場合にあっては、変更した後の交付決定）の通知を受けた学校法人等が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給の決定又は交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 奨学給付金を本事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により奨学給付金の支給又は交付を受けたとき。
- (4) 支給の決定又は交付決定の後に生じた事情の変更等により、奨学給付金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、保護者等又は学校法人等に対して奨学給付金を既に支払済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

3 知事は、第12条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える奨学給付金が交付されているときは、前項の規定に準じ返還させるものとする。

（遅延利息の納付）

第17条 前条の規定により、奨学給付金の返還を命じられた保護者等又は学校法人等が、その返還に係る奨学給付金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

（秘密の保持）

第18条 学校法人等は、本事業を実施するに当たり、生徒及び保護者等について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、奨学給付金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成30年7月1日から適用する。

別表（第4条関係）

第 1 欄		第 2 欄	
区分		奨学給付金の額（年額）	
		全日制・定時制 私立高等学校等	通信制 私立高等学校等
生活保護世帯（生業扶助受給）の高校生等		52,600円	52,600円
平成30年度 市町民税所得 割額と県民税 所得割額の合 算が0円 （保護者等全 員の合算）	下記を除き、私立高等学校等に通う高校生等	89,000円	38,100円
	保護者等に扶養されている、 ①2人目以降の高校生等 ②15歳（中学生を除く）以上23歳未満の保 護者等に扶養されている兄弟姉妹（高校生 等を除く）がいる高校生等	138,000円	